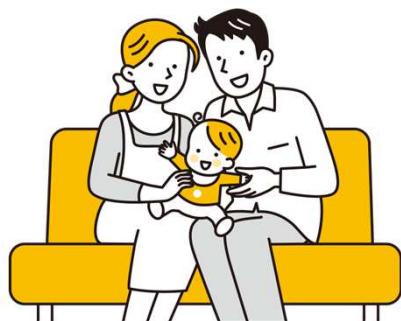


令和6年度に出産された
若年世帯の方



出生時に29歳以下の夫婦に育児用品購入費用を補助！ 西条市若年出産世帯応援事業 (県・市連携事業)

1 対象者(以下の要件すべてを満たす方)

- (1) 1歳未満の子どもを養育する夫婦(ひとり親を含む)であって、出生時において夫婦とも29歳以下であったこと。
- (2) 夫婦の一方又は双方及び出生した子どもが、本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 市税及び県税を滞納していないこと。
- (4) 生活保護法に基づく保護を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 過去に同種の補助金を受けていないこと。

2 対象品

- 授乳関連商品(粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等)
- 衛生用品(紙おむつ(第一子の場合に限る。)、おしりふき、ベビークリーム等)
- 外出用品(チャイルドシート、ベビーカー等)
- ベビーベッド、幼児用玩具、絵本等



3 補助額

5万円を限度 に対象品購入にかかった費用を補助 (千円未満は切り捨て)

4 申請に必要なもの

申請書(様式第1号)、内訳書(様式第2号)、領収書原本、母子健康手帳
請求書(様式第4号)***押印必要**、通帳の写し(振込口座が分かるもの)

5 申請期間

母子健康手帳発行日以降に購入したものを対象とし、お子さんの1歳の誕生日前日までに申請してください。



申請先・問い合わせ先

西条市役所 こども健康部 こども未来課

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

電話 0897-52-1581



詳しい内容は西条市
ホームページで
チェック

LOVE SAIJO
Action! SDGs